

事 務 連 絡
令和 7 年（2025年） 7 月25日

介護保険指定事業者 様

横須賀市民生局福祉こども部長

令和 7 年度介護保険指定事業者等集団指導講習会について（介護老人保健施設・
短期入所療養介護編）

日頃から、本市介護保険行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険事業の円滑な運営を図るため、介護保険指定事業者を対象とした集団
指導講習会を、動画配信にて実施いたします。

つきましては、共通事項編及び該当サービス編の動画を必ずご視聴いただきますよう
お願いします。また、全ての動画の視聴後は、e-kanagawa（電子申請）により視聴の報告
をお願いします。

記

1 資料掲載場所

共通事項編：

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2615/r7shuudanshidoukousyuukai.html>

個別サービス編：

各サービスについては、運営の手引きを資料として使用します。

運営の手引きは、本市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2615/shoshiki/uneitebiki.html>

2 動画掲載場所

横須賀市公式YouTubeチャンネルにて公開します。

下記URLより視聴してください。

共通事項編：<https://www.youtube.com/watch?v=J01hJ5A-56Q>

介護老人保健施設・短期入所療養介護編：https://www.youtube.com/watch?v=WNydb6_atiU

各事業所においては、共通事項編及び個別サービス編の動画を視聴してください。

3 視聴の報告方法

e-kanagawa（電子申請）を用いて行います。

動画視聴後、下記URLよりe-kanagawa（電子申請）サイトにアクセスして、令和 7 年
8 月25日までに視聴の報告をしてください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=99333

4 留意事項

- ・管理者は、必ず視聴してください。
- ・管理者以外の従業者については、必ずしも視聴の必要はありませんが、管理者は事業所内において情報共有を行うなど、すべての従業者が内容の把握ができるように努めてください。
- ・動画は、限定公開となりますので、タイトルで検索はできません。必ずホームページに記載のURLからアクセスしてください。
- ・内容に関する質問は、横須賀市ホームページに掲載している質問票をご活用ください。

5 参考（二次元コード）

【資料】

共通事項編	介護老人保健施設・短期入所療養介護編
	

【YouTube】

共通事項編	介護老人保健施設・短期入所療養介護編
	

【e-kanagawa】



問合せ先：横須賀市民生局福祉こども部指導監査課
施設介護サービス担当 TEL 046 (822) 8162